

融資関係手数料一覧（1/3）

2024年9月現在

融資関係手数料

下記手数料には不課税対象以外は消費税が含まれています

対象	種類			内容	金額	
個人および事業性（法人・個人事業主）共通	不動産担保手数料	新規設定（保証会社の保証付住宅ローンを除く）		担保権 1 件につき	55,000円	
		譲受設定				
		極度増額				
		追加担保設定				
		順位変更		担保権 1 件につき	11,000円	
		極度減額				
		担保譲渡（注1）				
		担保解除			無料	
		保証会社の保証付住宅ローン新規設定		担保権 1 件につき	22,000円	
	流動資産担保管理手数料		流動資産担保 融資保証	個別保証	担保権 1 件につき	5,500円
			根保証	担保権 1 件につき一律（年間）	11,000円	
						ABL
	がましん太陽光発電設備ローン		担保管理手数料		初年度のみ	11,000円
	登記免除の場合も手数料がかかります。					
	収益物件融資取扱手数料（アパートローン含む）（注2） （新築・中古購入・肩代り・リフォーム資金）				1 件につき	55,000円
	預金担保手数料（確定日付をとる場合のみ）				1 件につき	5,500円
	ゴルフ会員権担保設定手数料					
	有価証券担保設定手数料					
	債務保証書発行手数料（変更保証書の発行を含む）				1 件につき	1,100円
	貸越専用口座型カードローンカード発行手数料（注3）					
	返済明細再発行手数料					
	金融機関借入専用手形				1 枚につき	1,100円
	融資証明書発行手数料		事業性資金		1 件につき	11,000円
			非事業性資金 （住宅ローン等）（注4）		1 件につき	1,100円
	情報提供書発行手数料				保証契約書 1 通につき	2,200円

（注1）保証協会への譲渡は除きます。

（注2）収益物件とはアパートを含む賃料収入の発生する物件を指します。

（注3）ワイド500/きゃっする/ビジネスカードローン/創業者カードローン/with住まいるα/新教育カードローンを指します。

（注4）住宅ローンとは保証付住宅ローン及び住宅用資金を指します。

（注5）証書貸付条件変更手数料は金利・保証人・返済日・返済口座・返済額・返済方法・返済期間等の変更を指します。

融資関係手数料一覧（2/3）

2024年9月現在

融資関係手数料

下記手数料には不課税対象以外は消費税が含まれています

対象	種類		内容		金額	
個人（個人事業主含む）	証書貸付繰上返済手数料	一部繰上返済（消費資金）	証書貸付1件につき		5,500円	
		一部繰上返済に伴う返済額の変更・返済期間の短縮が重なった場合は、一部繰上返済にかかる手数料のみといたします。				
		一部繰上返済（住宅ローン）（注4）	証書貸付1件につき	ご融資後7年以内	①返済元金220万円超	①22,000円
					②返済元金220万円以下	②返済元金×1% ※消費税不課税
			ご融資後7年超	5,500円		
		一部繰上返済に伴う返済額の変更・返済期間の短縮が重なった場合は、一部繰上返済にかかる手数料のみといたします。				
		全額繰上返済（消費資金）	証書貸付1件につき		5,500円	
		全額繰上返済（住宅ローン）（注4）	証書貸付1件につき		55,000円	
		証書貸付条件変更（注5）	証書貸付1件につき		5,500円	
		一部繰上返済に伴う返済額の変更・返済期間の短縮が重なった場合は、一部繰上返済にかかる手数料のみといたします。				
	条件変更項目が複数となった場合は5,500円といたします。					
	債務者変更手数料	債務者変更（不動産担保設定有り）	変更する債務者（変更前）1件につき		55,000円	
		債務者変更（上記以外）			11,000円	
	証書貸付条件変更と重なった場合には債務者変更手数料のみとなります。					
	住宅ローン固定金利選択型更新手数料（注4）	更新時における固定金利の再選択	証書貸付1件につき		5,500円	
		更新時における変動金利住宅ローンの選択	証書貸付1件につき		無料	
	住宅ローン固定金利選択型の特約期間中における金利体系の変更および金利の変更手数料（注4）	証書貸付1件につき		5,500円		
金利体系の再選択と金利の変更（証書貸付条件変更）が重なった場合は11,000円となります。						

- （注1）保証協会への譲渡は除きます。
（注2）収益物件とはアパートを含む賃料収入の発生する物件を指します。
（注3）ワイド500/きゃっする/ビジネスカードローン/創業者カードローン/with住まいるα/新教育カードローンを指します。
（注4）住宅ローンとは保証付住宅ローン及び住宅用資金を指します。
（注5）証書貸付条件変更手数料は金利・保証人・返済日・返済口座・返済額・返済方法・返済期間等の変更を指します。

融資関係手数料一覧 (3/3)

2024年9月現在

融資関係手数料

下記手数料には不課税対象以外は消費税が含まれています

事業性（法人・個人事業主）

対象	種類		内容		金額	
	証書貸付繰上返済手数料	一部繰上返済（収益物件融資以外）		証書貸付1件につき	5,500円	
		一部繰上返済に伴う返済額の変更・返済期間の短縮が重なった場合は、一部繰上返済にかかる手数料のみといたします。				
		別途、固定金利・固定金利選択型は証書貸付期限前弁済手数料がかかります。				
		一部繰上返済（収益物件融資）（注2）	証書貸付1件につき	ご融資後7年以内	①返済元金220万円超	①22,000円
					②返済元金220万円以下	②返済元金×1% ※消費税不課税
				ご融資後7年超	5,500円	
		一部繰上返済に伴う返済額の変更・返済期間の短縮が重なった場合は、一部繰上返済にかかる手数料のみといたします。				
		別途、固定金利・固定金利選択型は証書貸付期限前弁済手数料がかかります。				
		全額繰上返済（収益物件融資以外）		証書貸付1件につき	5,500円	
		別途、固定金利・固定金利選択型は証書貸付期限前弁済手数料がかかります。				
	全額繰上返済（収益物件融資）（注2）		証書貸付1件につき	55,000円		
	別途、固定金利・固定金利選択型は証書貸付期限前弁済手数料がかかります。					
	証書貸付条件変更（注5）		証書貸付1件につき	5,500円		
	一部繰上返済に伴う返済額の変更・返済期間の短縮が重なった場合は、一部繰上返済にかかる手数料のみといたします。					
	条件変更項目が複数となった場合は5,500円といたします。					
	証書貸付期限前弁済手数料（注6） （固定金利・固定金利選択型） ※消費税不課税		《証書貸付1件につき》期限前に弁済する元本額×0.5%×期限前弁済日の翌日から最終弁済期限までの期間に相当する日数(但し、固定金利適用期限のある場合は、その到来期限までの期間に相当する日数) ※最終返済期日までの残存期間が1年未満の場合は本手数料は不要となります。			
	債務者変更手数料	債務者変更 （不動産担保設定有り）		変更する債務者（変更前） 1件につき	55,000円	
債務者変更 （上記以外）		11,000円				
証書貸付条件変更と重なった場合には債務者変更手数料のみとなります。						

（注1）保証協会への譲渡は除きます。

（注2）収益物件とはアパートを含む賃料収入の発生する物件を指します。

（注3）ワイド500/きゃっする/ビジネスカードローン/創業者カードローン/with住まいるα/新教育カードローンを指します。

（注4）住宅ローンとは保証付住宅ローン及び住宅用資金を指します。

（注5）証書貸付条件変更手数料は金利・保証人・返済日・返済口座・返済額・返済方法・返済期間等の変更を指します。

（注6）保証協会付は除きます。